

年 月 日

茨城県知事 殿

貸与決定番号

貸与時の養成施設  
又は大学院の名称

修学生(相続人・保証人)

〒

住 所

(電話 )

ふりがな

氏 名

修学資金返還事由発生届

茨城県保健師，助産師，看護師及び准看護師修学資金について，下記のとおり返還事由が発生しましたので，届け出ます。

記

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 貸与を受けた期間                 | 年 月から 年 月まで   |
| 返 還 債 務 額                | 金 円   |
| 返 還 免 除 額                | 金 円   |
| 返 還 済 額                  | 金 円   |
| 返 還 未 済 額                | 金 円   |
| 該 当 して いた<br>履 行 猶 予 事 由 | 茨城県保健師，助産師，看護師及び准看護師修学資金貸与条例第7条第 号<br>( )   |
| 返 還 事 由                  |   |
| 返 還 方 法                  | 1 年賦返還(毎年 月)<br>2 半年賦返還(毎年 月及び 月)<br>3 月賦返還( 回払)<br>(1回目 円 2回目以降 円)<br>4 一時返還( 月) |

備考 月賦返還の方法により返還する場合において，1回当たりの返還額に100円未満の端数が生じたときは，当該端数を1回目の返還額に計上すること。